

投資主ご優待に関するQ&A

大和ハウスリート投資法人

本投資法人は、投資主の皆さまの日頃のご支援にお応えすること等を目的とし、本投資法人のスポンサーである大和ハウスグループの協力を得て、2013年8月期より、投資主ご優待制度を導入しています。

優待制度導入後に、投資主の皆さまから多く寄せられましたご質問について下記の通り掲載させていただきます。

予約方法について

- Q1. 電話予約のみではなく、インターネットからの予約はできませんか。
- A1. 投資主ご優待制度を導入するにあたりましては、予約時に混乱を招くことのないよう、受付窓口を一本化して電話予約のみとさせていただきました。

宿泊条件について

- Q1. 1度に何名まで利用できますか。
- A1. 1室2名様以上のご利用であれば何名様でもご利用いただけます。
なお、部屋の定員を超えるご予約の場合、ご利用いただく部屋が複数となる場合があります。
- Q2. 優待券は1度しか利用できませんか。
- A2. 有効期間内であれば、何度でもご利用いただけます。
- Q3. 1名でも泊まれる様にしてほしい。
- A3. 2名様以上でご利用いただくことを原則としていますが、2名様利用時の優待価格に4,320円を追加することで1名様でのご利用も可能となっております。

優待券について

- Q1. 資産運用報告内に優待券を印刷するのではなく、別で印刷できませんか。
- A1. 投資法人は、一般の事業会社とは異なり、原則として当期純利益の全額を分配しています。そのため、資産運用報告とは別に優待券を作成し配布する場合、印刷費用や封入費用が投資法人の負担となり、僅かではありますが分配金が減少することになります。投資主ご優待券の発行にあたりましては、投資法人に費用負担をかけない形で皆さまにお配りした次第でございます。

優待内容について

- Q1. ホテル優待券ではなく、グルメ券やクオカードなどの商品券を送ってほしい。
- A1. 投資法人は、一般の事業会社とは異なり、原則として当期純利益の全額を分配しています。グルメ券やクオカードなどをお配りした場合、その費用相当について分配金が減少することになるため、投資主ご優待制度は、投資法人に費用負担をかけることなく投資主の皆さまにご利用いただける制度としています。

以上